



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

訓 令

- 沖縄県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令（管財課） 1
- 沖縄県渴水対策本部設置規程の一部を改正する訓令（地域・離島課） 1

訓 令

沖縄県訓令第19号

知 事 部 局
企 業 局 本 庁
病 院 事 業 局 本 庁
教 育 庁 本 庁
議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年8月31日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 富川 盛武

沖縄県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県庁舎等防火管理規程（昭和57年沖縄県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第6号を次のように改める。

(6) 病院事業局病院事業総務課長

附 則

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

沖縄県訓令第20号

沖縄県企業局訓令第2号
沖縄県病院事業局訓令第17号
沖縄県教育委員会教育長訓令第4号
沖縄県警察本部訓令第16号

内 一 般
企 業 局
病 院 事 業
教 育 局
警 察 本 部

沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年8月31日

沖縄県知事職務代理者

沖 縄 県 副 知 事	富 川 盛 武
沖 縄 県 企 業 局 長	金 城 武
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長	我 那 霸 仁
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長	平 敷 昭 人
沖 縄 県 警 察 本 部 長	筒 井 洋 樹

沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県渇水対策本部設置規程（平成19年沖縄県訓令第57号・沖縄県企業局訓令第3号・沖縄県病院事業局訓令第4号・沖縄県教育委員会教育長訓令第16号・沖縄県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「病院事業局県立病院課長」を「病院事業局病院事業総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

発 行 所

沖 縄 県 総 務 部
総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階